

岩手県企業局管理規程第4号

企業局会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年3月14日

岩手県企業局長 森 達也

企業局会計規程の一部を改正する規程

企業局会計規程（昭和43年岩手県企業局管理規程第20号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																												
<p style="text-align: center;">(口座振替による支払)</p> <p>第44条 本庁の出納員は、口座振替の方法により支払をするときは、出納取扱金融機関を受取人とする小切手を振り出し、口座振替依頼書又は口座振替総額依頼書を添付してこれを出納取扱金融機関に交付し、債権者に対しては<u>口座振替通知書</u>により<u>口座振替済の通知</u>をしなければならない。</p> <p>2 出納取扱金融機関は、本庁の出納員から<u>口座振替依頼書</u>又は<u>口座振替総額依頼書</u>を添付して前項の小切手の交付を受けたときは、領収書を本庁の出納員に交付し、指定された振替先銀行の預金口座に振り込まなければならない。</p> <p>(様式)</p> <p>第157条 この規程に定める帳票等の様式は、<u>次表に定めるとおりとする。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">様式番号</th> <th style="text-align: center;">様式の名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td style="text-align: center;">第1号</td><td style="text-align: center;">収入票</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">第2号</td><td style="text-align: center;">支出票</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">第3号</td><td style="text-align: center;">振替票</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">第4号</td><td style="text-align: center;">予算科目別内訳書</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">第5号</td><td style="text-align: center;">債権者内訳表</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">第6号</td><td style="text-align: center;">日計表</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">第7号</td><td style="text-align: center;">日計表</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">第8号</td><td style="text-align: center;">日計表</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">第9号</td><td style="text-align: center;">固定資産原簿（土地）</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">第10号</td><td style="text-align: center;">固定資産原簿（建物）</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">第11号</td><td style="text-align: center;">固定資産原簿（構築物、機械装置、諸装置及び備品）</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">第12号</td><td style="text-align: center;">貯蔵品総括元帳（工所用材料総括元帳）</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">第13号</td><td style="text-align: center;">貯蔵品受払簿（工所用材料受払簿）</td></tr> </tbody> </table>	様式番号	様式の名称	第1号	収入票	第2号	支出票	第3号	振替票	第4号	予算科目別内訳書	第5号	債権者内訳表	第6号	日計表	第7号	日計表	第8号	日計表	第9号	固定資産原簿（土地）	第10号	固定資産原簿（建物）	第11号	固定資産原簿（構築物、機械装置、諸装置及び備品）	第12号	貯蔵品総括元帳（工所用材料総括元帳）	第13号	貯蔵品受払簿（工所用材料受払簿）	<p style="text-align: center;">(口座振替による支払)</p> <p>第44条 本庁の出納員は、<u>出納取扱金融機関に預金口座を設けている債権者からの申出を受けて</u>口座振替の方法により支払をするときは、<u>当該</u>出納取扱金融機関を受取人とする小切手を振り出し、口座振替依頼書又は口座振替総額依頼書を添付してこれを出納取扱金融機関に交付し、債権者に対しては<u>当該預金口座に係る預金通帳に企業局名を印字することにより</u><u>口座振替手続済の案内</u>をしなければならない。</p> <p>2 本庁の出納員は、前項の案内をした場合においても、<u>債権者に対し、必要に応じ、口座振替案内票により口座振替手続済の案内をすることができる。</u></p> <p>3 出納取扱金融機関は、本庁の出納員から<u>第1項の規定による小切手の交付を受けたときは</u>、領収書を本庁の出納員に交付し、指定された振替先銀行の預金口座に振り込まなければならない。</p> <p>(様式)</p> <p>第157条 この規程に定める帳票等の様式は、<u>別に定める様式によるものとする。</u></p>
様式番号	様式の名称																												
第1号	収入票																												
第2号	支出票																												
第3号	振替票																												
第4号	予算科目別内訳書																												
第5号	債権者内訳表																												
第6号	日計表																												
第7号	日計表																												
第8号	日計表																												
第9号	固定資産原簿（土地）																												
第10号	固定資産原簿（建物）																												
第11号	固定資産原簿（構築物、機械装置、諸装置及び備品）																												
第12号	貯蔵品総括元帳（工所用材料総括元帳）																												
第13号	貯蔵品受払簿（工所用材料受払簿）																												

第14号	有価証券台帳
第15号	検定書
第16号	納入通知書
第17号	領収書
第18号	収納通知書
第19号	証券還付通知書
第20号	証券還付請求書
第21号	時効小切手（納入）報告書
第22号	送金取消納付書
第23号	収入欠損額調書
第24号	過誤納調書
第25号	小切手振出通知書
第26号	送金依頼書
第27号	送金通知書
第28号	領収書（小切手振出通知用）
第29号	口座振替依頼書
第30号	口座振替総額依頼書
第31号	口座振替通知書
第32号	資金前渡精算書
第33号	返納通知書
第34号	大口収入支出予定額報告書
第35号	入庫票
第36号	庫出請求票（材料交付請求票）
第37号	出庫票
第38号	振替票
第39号	科目更正票
第40号	移管票（受・渡）
第41号	貯蔵品残高報告書（たな卸明細表）
第42号	納付書
第43号	出納計算書
第44号	小切手振出調書兼支払内訳書
第45号	事故報告書

備考 改正部分は、下線の部分である。

様式第1号から様式第45号までを削る。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。